

横浜市立六浦南小学校PTA『南の会』規約

第1章 名称

第1条 本会は、横浜市立六浦南小学校PTA『南の会』と称し、事務局を六浦南小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、次のことを目的とする。

- ① 保護者と教職員が協力し、児童の健全な育成を図る。
- ② 学校・家庭・地域の連携を図る。
- ③ 会員相互の親睦を図る。

第3章 会員

第3条 本会の会員は、本校児童の保護者及び本校に勤務する教職員とする。

第4章 会計

第4条 会費は、一世帯及び教職員一人当たり年額3,600円(月額300円×12ヶ月)とし、総会において決定された予算に基づいて運営される。

なお、1～15日までに転入した場合は、その月以降のPTA会費を徴収することとし、16日から月末までに転入した場合はその月のPTA会費を免除し、翌月以降のPTA会費を徴収する。1～15日までに転出した場合は、その月以降のPTA会費を返還することとし、16日から月末までに転出した場合は翌月以降のPTA会費を返還する。

第5条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとし、決算は会計監査を経た後、新年度総会(6月)に報告され承認を得る。

第5章 運営本部

第6条 運営本部は、会員から選出された7名以上で構成され、その内代表を1名以上選任する。また、書記・会計をおくものとする。

①次年度、金沢区PTA連絡協議会(以下「区P連」)の役員校になった場合には、特例として1名増員する。それに伴い推薦委員は、次年度の役運営本部候補を募る際には増員した人数にする。また、書記に教職員1名、会計に副校長、会計監査2名を含むものとする。

第7条 代表は、次の任務を行う。

- ①この会のすべての代表として、会務を総括し、総会・運営本部会及び実行委員会を召集する。
- ②すべての会議(会計監査、推薦委員会に関する会議を除く)に出席して意見を述べることができる。

第8条 書記は、総会・運営本部会及び実行委員会の議事を記録し、通知その他の庶務を行う。

第9条 会計は、本会の全ての収入・支出を記録し、会計監査を経た後、新年度総会において決算報告をする。

第10条 会計監査は、その年度の会計を監査し、新年度総会に報告する。

第11条 運営本部は、総会において承認され、任期は1年(4月1日から翌年3月31日まで)とし、再選は妨げない。但し、代表は2年を限度とする。

第12条 運営本部に欠員が生じたときは、運営本部会・実行委員会が協議し、補充する場合には、新年度の推薦委員会が運営本部候補を推薦し、実行委員会で承認を得て、会員に報告する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 総会

第13条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決定機関である。

第14条 定期総会の開催は、新年度(6月)と年度末(翌年3月)の2回とする。運営本部会が認めた場合は、書面総会を開くことができる。

・新年度総会

- ① 新年度の活動計画案・予算案の承認
- ② 前年度の決算報告・監査報告の承認
- ③ 年度末総会以降新たに生じた活動に関する報告の承認

・年度末総会

- ① 今年度の活動報告の承認(但し、年度末総会以降新たに生じた活動に関しては、新年度総会で行う。)
- ② 新年度運営本部の承認

第15条 総会は、会員(一世帯一単位とする)の3分の1以上の出席(委任状を含む。書面開催時は書面閲覧数を含む)とし決議は出席者の過半数とする。

第16条 運営本部及び実行委員会が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第7章 運営本部会

第17条 運営本部会は、運営本部・校長によって構成される。(但し、会計監査は除く。)

第18条 運営本部会は、全体の運営について企画を立て、総会及び、実行委員会の議案の作成をする。

第8章 実行委員会

第19条 実行委員会は、総会につぐ議決機関であり、運営本部会の構成員・学年委員・活動委員会の各活動代表及び地区委員会の委員長、副委員長によって構成される。

第20条 実行委員会の開催は、新年度(4月)、中間期(7月)、年度末(翌年3月)の3回とする。但し、開催する実行委員会の回数を変更することができる。

第 21 条 緊急を要する場合、総会に代わって議決する。この場合、実行委員の3分の2を定足数とし、議決は出席委員の過半数による。議決内容については、次期総会に報告しなければならない。

第 22 条 実行委員は、次の任務を行う。

- ① 各種の事業計画を審議検討し、必要事項を処理する。
- ② 本会の目的を達成するために必要な各種の計画を立てる。
- ③ 総会に提出する議案を作成する。
- ④ 各学級から出された問題の協議、調整をする。
- ⑤ 運営本部会が認めた場合は、書面開催とすることができる。
- ⑥ その他の必要事項を行う。

第9章 学年委員会

第 23 条 学年委員は、各学年より1～3名を選出時期の学級数で乗じた数で選出される。

第 24 条 学年委員は、実行委員会の構成員であり、学級・学年の教育活動を助成する。

第 25 条 学年委員会は、必要に応じて、連絡調整役をおくことができる。

第10章 活動委員会

第 26 条 活動委員は、各学年より3名が選出される。

第 27 条 活動委員は、総会で承認された年度活動計画に従って活動する。

第 28 条 活動委員は、必要ある時は学年委員に協力して学級・学年の教育活動を助成する。

第11章 地区委員会

第 29 条

- ① 地区委員会は、各地区から選出された地区委員で構成され、その中から地区委員長1名、副地区委員長1名を選出する。尚、地区委員長・副地区委員長は地区長・副地区長を兼ねない。
- ② 地区委員長、及び副地区委員長の選出については、次期地区委員の中からの立候補を原則とし、立候補がない場合はPTA『南の会』代表、及び地区委員長が推薦、または抽選にて決定し、次期地区委員会の承認を得る。
- ③ 各地区においては、地区長1名、副地区長については最低1名(地区によっては異なる)を選出する。

但し、各地区の在籍児童数の減少により委員会活動に支障を来すと判断された場合には、複数の地区で役割分担をすることができる。

第 30 条 地区委員長は必要に応じて委員会を召集できる。

第 31 条 地区委員は、次の任務を行う。

- ① 地区委員は、地域の人々と連絡を取り、児童の校外生活の指導と通学路の安全

確保等に協力する

- ② 総会に提出する年度活動計画案について、審議検討する。

第12章 推薦委員会

第32条 推薦委員会は、各学年から選出された推薦委員1～2名と教職員1名から構成される。

また、運営本部から若干名相談役として関わるができる。

第33条 推薦委員は、次年度の運営本部候補を決定し、2月末までに公示する。

第34条 推薦委員は、運営本部候補を兼ねることはできない。

第35条 細かい内容等については、推薦委員会申し合わせ事項による。

第13章 弔慰金

第36条 会員と本校児童の場合 5,000円

第37条 本校教職員の実父母と配偶者の場合 3,000円

付 則

1. この規定は平成6年12月1日より実施する。
2. 平成7年6月6日より一部を改正し、実施する。
3. 平成10年5月21日より一部を改正し、実施する。
4. 平成10年12月5日より一部を改正し、実施する。
5. 平成11年5月17日より一部を改正し、実施する。
6. 平成12年3月7日より一部を改正し、実施する。
7. 平成13年3月6日より一部を改正し、実施する。
8. 平成14年3月8日より一部を改正し、平成15年4月1日より実施する。
9. 平成15年3月7日より一部を改正し、実施する。
10. 平成24年3月9日より一部を改正し、実施する。
11. 平成25年5月21日より一部を改正し、実施する。
12. 平成27年1月21日より一部を改正し、実施する。
13. 平成27年5月18日より一部を改正し、実施する。
14. 平成29年6月1日より一部を改正し、実施する。
15. 平成30年3月8日より一部を改正し、実施する。
16. 平成31年3月1日より一部を改正し、実施する。
17. 令和2年3月3日より一部を改正し、実施する。
18. 令和3年3月5日より一部を改正し、実施する。
19. 令和4年4月21日より一部を改正し、実施する。

20. 令和5年6月9日より一部を改正し、実施する。
21. 令和6年3月1日より一部を改正し、実施する。